

公益社団法人日本看護協会
総務部 御中

平素よりお世話になっております。
厚生労働省医政局看護課の貞方でございます。

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、中小企業庁より案内がありましたので共有いたします。

(参考) 制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

このたび、令和8年7月1日から同年9月30日までの対象業種が指定され、「8342 看護業」が業種指定されました。

詳細は、リンク先をご確認ください。

セーフティネット保証5号について、中東情勢の影響に係る臨時の業況調査を踏まえた業種の指定を行うとともに、事前相談の受付を開始します (METI/経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260611001/20260611001.html>

貴会におかれましては、都道府県看護協会に周知いただけますと幸いです。

なお、本件について不明点がございましたら、照会先の下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

お近くの信用保証協会 | 一般社団法人 全国信用保証協会連合会

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>

中小企業庁事業環境部金融課

電話：03-3501-1511(内線 5271)

どうぞよろしく願いいたします。

